

(写)

昭和63年2月19日

足立区立小・中学校における適正規模

東京都足立区教育委員会

委員長 井上信彌 殿

ならびに適正配置について

= 答申 =

東京都足立区立小中学校適正規模

及び適正配置審議会

会長 高倉翔

足立区立小・中学校における適正規模

ならびに適正配置について

昭和61年2月28日に足立区教育委員会から諮問がありました、「区立小学校及び中学校の適正規模に関すること」および「区立小学校及び中学校の適正配置に関するこ

と」について、別紙のとおり答申します。

昭和63年2月19日

東京都足立区立小中学校適正規模及び適正配置審議会

目 次

	ページ
はじめに	1
第一章 答申の理念	2
第1節 審議にあたっての基本的な考え方	2
第2節 適正規模および適正配置の目標	3
第二章 足立区立小・中学校の現状と課題	5
第1節 足立区の学校規模の現状と課題	5
1 学校数	5
2 学校規模	6
3 心身障害児学級	6
4 校舎の建設年度	7
5 学校施設の比較	7
第2節 足立区の学校配置の現状と課題	8
1 通学距離	8
2 通学区域の面積	8
3 主要道路等による通学路の分断	8
4 指定校変更	8
5 小学校区と中学校区との関連	9
6 ブロック、町丁目と通学区域	9
7 町会・自治会と通学区域	9
8 青少年対策地区委員会、児童生徒健全生活指導委員会、青少年委員と通学区域	9
9 公共施設（公園、住区施設、図書館、体育館）	10

10 学校開放	10
第三章 適正規模	13
第1節 適正な学校規模	13
1 適正規模の考え方	13
(1) 規模の小さな学校の問題点	13
(2) 規模の大きな学校の問題点	15
(3) 校長および教員に対するアンケート調査の結果	16
(4) 法制面などによる適正規模の考え方	17
2 適正規模の設定	17
(1) 適正規模の範囲と適正規模以外の範囲	17
(2) 適正規模以外の学校の改善方針	19
第2節 学校施設における教育環境の適正化	20
1 学校施設における教育環境の適正化と個性化	20
2 学校施設の目標水準	20
第四章 適正配置	21
第1節 適正な学校配置	21
1 通学距離	21
(1) 法制面などによる通学距離の考え方	21
(2) 通学距離の調査などの結果	21
(3) 望ましい通学距離	22
2 小・中学校の通学区域	22

3 通学区域の境界	22
4 通学路	22
第2節 地域社会における学校の役割	23
1 地域における教育環境づくり	23
2 コミュニティの核としての学校の役割	23
第五章 具体の方策の提言	24
第1節 適正規模、適正配置の具体の方策	24
1 具体の方策の基本的な考え方	24
2 具体の方策	24
(1) 通学区域を変更することが望ましい地域	24
(2) 学校を統合することが望ましい地域	24
(3) 心身障害児学級の配置	26
第2節 学校と地域における教育環境づくりの具体的事例	28
1 学校施設の個性化と施設の開放	28
2 学校施設と他の施設との相互利用	28
3 学校施設と公園などを一体化させる学校公園化	29
4 教室などの有効活用	29
5 高度な共有施設の設置	29
6 近接する学校などにおける学校団地化	30
7 学校の周辺環境への配慮とまち景観への貢献	31
第3節 適正化による適正度と今後の課題	32
1 適正化による適正度	32
2 今後の課題	32
第六章 適正規模・適正配置の実現に向けて	33

はじめに

都市への人口集中は、都市の性格そのものさえも変えてしまう。かつて都市近郊農業地域であった足立区は、昭和30年代後半から都営住宅、公団住宅の大量建設などにより住宅地域へと変貌した。

このため、人口は急増し都市基盤整備が急務となった。人口の増加は児童・生徒数の増加をもたらし、そのため、教育行政は学校新增設をはじめとする義務教育施設・設備の整備に追われてきた。

この結果、昭和63年2月現在、区立小学校は80校、同中学校は39校に達し、区立の学校数は都内23区中で最も多い数となった。

しかしながら、人口の急増は漸次鈍化の傾向を示し、昭和54年には戦後はじめて人口減となった。これに伴い区立小・中学校における児童・生徒数も、児童数は昭和54年の69,033人、生徒数は昭和57年の31,622人をピークに減少傾向に転じ、今後もこの傾向が続くものと予想される。

また、児童・生徒数の減少傾向は地域により差異が見られ、学校間に児童・生徒数のアンバランスが生じている。

こうした状況から、本区における児童・生徒数を推計すると、昭和70年の児童数はピーク時の約5割、生徒数は約6割にまで減少することが見込まれている。とりわけ、一部の学校においては、小規模化が顕著になって来ている。

このようなアンバランスの状態とそれに伴って発生する諸問題を解消するための方策について、当審議会は常に「子どもの利益」を優先させる考え方立ち、できるだけ客観的な資料に基づき、かつ広く関係者からも意見を聴取し慎重に審議を重ねてきた。

その間、昭和62年4月30日付で「中間報告」を提出し、引き続き具体的な提言をめざして審議を続け、ここに答申をとりまとめた。

この答申の実現に向けて、教育委員会の積極的な対応はもとより、区議会や区長部局および区民各位の深い理解と協力を期待する。

第一章 答申の理念

第1節 審議にあたっての基本的な考え方

初等中等教育は、人間尊重の精神を基調とし、児童・生徒の個性豊かでしかも知・徳・体の調和のとれた人格形成をめざし、変化の激しい次の時代を担う心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

このためには、子ども達自身の自己努力と自発的な成長に期待しつつも、集団生活のなかでの望ましい成長・発達のために、より良い教育環境を整備することが必須の条件となる。

こうした視点から、当審議会においては、子ども達に等しく、より充実した教育を提供するために、「学校規模と学校配置」をどうすれば良いかを審議してきた。

審議にあたっては、常に「子どもの利益」を優先させる考え方立ち、「学校・家庭・地域」の密接な関連に配慮しながら、子ども達のためにより良い教育環境をつくりあげていくことをめざした。

「子どもの利益」を優先させるということは、第一に教育条件を改善する立場から義務教育の普遍的性格を重視し、未来社会を担う子ども達に対して、大人社会の責任で可能な限り等しく充実した教育環境を提供することである。

第二に、学校の個性を尊重する立場から、特色ある学校づくりを積極的に推進することである。

第三に、個人の個性を尊重する立場から、子ども達一人ひとりの個性を生かす教育の充実を図ることである。

「学校・家庭・地域」の密接な関連を考慮するということは、生涯学習体系への移行が大きな改革課題とされていることを念頭におきつつ、地域社会における学校の新しいあり方を明確化することである。

以上のような基本的な考え方方に立って、通学区域の是正に努め、適正な学校の規模と配置および適切な教育の内容を保障することによって、教育条件の不均衡是正とその水準の向上を図るべく、それに必要な諸施策について検討し、具体的な提言を行った。

第2節 適正規模および適正配置の目標

21世紀にはばたく子ども達が健やかに育ち、豊かな教育が享受でき、かつ香り高い文化と学芸をはぐくむためには、教育が重要な役割をもっている。

そのためには、子ども達により良い教育環境を提供することである。

〈適正規模の目標〉

当審議会においては、小・中学校の適正規模の目標を、“ひとつくりの足立区” “教育立区の足立区”に置いた。この目標を実現するにあたっては、教育環境の適正化と個性化を図ることが必要と考える。

本来、子ども達は集団生活のなかで学習することによって、知的にも社会的にも成長するものであり、この集団を形成するためには節度ある学校規模が求められる。これを実現するには、適正規模の諸条件を設定のうえ推進し、教育効果をさらに高めていく努力を必要とする。

〈適正配置の目標〉

小・中学校の適正配置の目標を、“子ども達への豊かな地域教育環境の提供” “生涯教育の推進”に置いた。

この目標を実現するには、通学区域の適正化と通学環境づくり、学校と他の公共施設の設置および利用の有機的な連携などを配慮した地域環境づくりが必要である。さらにはコミュニティの核としての学校の役割を明確化することによって、より魅力的で活力ある地域づくりに貢献することが肝要である。また、通学路の整備、学校施設の改善、生涯学習の場の提供などの要件を設定のうえ推進しなければならない。

上述の視点から、足立区として望まれる学校と地域における教育環境づくりには、学校と地域社会の協力を基盤に、より豊かな感性と人間性、個性と主体性を持った子ども達を育成する学校教育の充実と学校施設の個性化を図る必要がある。

また、学校と地域社会の両者の新たな緊密な関係を求めて、地域住民の生涯学習などの観点から積極的に学校を地域社会に開放していくことが肝要である。

以上述べたそれぞれの目標を、不断の努力によって達成することにより、明日の足立区を担う子ども達が育成され、活力に満ちた地域社会の創造へとその道は大きく拓けていくものと考える。

第二章 足立区立小・中学校の現状と課題

本区における児童・生徒数は、小学校については昭和55年以降、中学校については昭和58年以降それぞれ減少傾向に転じており、今後もこの傾向は続くものと予想される。しかしながら、区内には増加傾向の地域と減少傾向の地域があるため、小規模校と大規模校の混在が生じており、そのため、教科指導面、学校経営面などの諸問題が生じている。さらに将来は一部の学校で小規模化が顕著になることが懸念されている。

学校によっては必ずしも学校の位置が通学区域の中心になく片寄っているものもみられる。また、通学時に主要道路、鉄道、河川など危険な個所を横断しなければならないなどの諸問題が生じている。

第1節 足立区の学校規模の現状と課題

1 学校数

足立区は基本計画に基づいて、主要道路、鉄道、河川などで区内を13のブロックに分割し、そのブロックを基礎にまちづくりなどの行政施策を講じている。

本区における学校数は、第1表のとおり昭和62年現在小学校は80校、中学校は39校あるが、これを各ブロック別にみると、学校数の最も多いブロックは第1ブロックの16校、その他のブロックは6~10校である。また、学校数の推移をみると、環状七号線以北のブロックが昭和40年代より急激に増加し、第1~第4ブロックについてはほとんど増加していない。

第1表 (昭和62年現在)

ブロック	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
小学校	11	5	5	6	7	7	5	5	5	7	4	6	7	80校
中学校	5	4	3	4	3	2	3	2	3	2	2	3	3	39校

2 学校規模

本区における学校規模は、第2表のとおり小規模校と大規模校が混在しており、学校間にアンバランスが生じている。

また、各ブロック別に学校規模の状況をみると大規模校はおおむね環状七号線以北に集中しており、小規模校はおおむね第1ブロックに集中している。

第2表 (1) (昭和62年現在)

区分	児童・生徒数				
	最大	最少	格差	250人以下	1,000人以上
小学校	928人	205人	4.5倍	3校	0校
中学校	1,247人	264人	4.7倍	0校	5校

第2表 (2) (昭和62年現在)

区分	学級数					
	最大	最小	格差	11学級以下	25学級以上	30学級以上
小学校	26学級	7学級	3.7倍	7校	2校	0校
中学校	31学級	7学級	4.4倍	2校	7校	1校

3 心身障害児学級

心身障害児学級に在籍している児童・生徒は昭和62年現在475人で、第3表のとおりその障害の種類に応じて、区内33校に設置されている学級に通学している。しかし、学級の設置が地域的に均等配置されていないため通学に不便な地区もある。

第3表 (昭和62年現在)

学級種別	ちえおくれ	言語・難聴	弱視	情緒	訪問	病虚弱
小学校	16校	3校	1校	3校	1校	1校
中学校	8校			1校		

4 校舎の建設年度

校舎の建設年度は、小学校では昭和30年代が24校、40年代が44校、50年代が11校、60年代が1校となっている。また、中学校では昭和30年代が18校、40年代が9校、50年代が10校、60年代が2校となっている。なお、これらの小・中学校はすべて鉄筋で建築されている。

本区の小・中学校の建て替え計画については、鉄筋の耐用年数を50年としてみると昭和80年代に建て替えが始まる見込みである。

5 学校施設の比較（1校あたり）

学校施設の状況は、第4表のとおり施設規模に差があり、特に運動場面積の差が顕著である。

第4表(1) (昭和62年、共有施設の学校は除く)

区分	学校敷地面積			校舎延床面積		
	最大	最小	格差	最大	最小	格差
小学校	14,807m ²	4,328m ²	3.4倍	6,518m ²	2,720m ²	2.4倍
中学校	15,994m ²	5,904m ²	2.7倍	7,240m ²	3,288m ²	2.2倍

第4表(2) (昭和62年、共有施設の学校は除く)

区分	運動場面積			体育館面積		
	最大	最小	格差	最大	最小	格差
小学校	9,549m ²	1,566m ²	6.1倍	1,059m ²	534m ²	2.0倍
中学校	10,600m ²	2,532m ²	4.2倍	1,169m ²	688m ²	1.7倍

第2節 足立区の学校配置の現状と課題

1 通学距離

小学校の最長通学距離の平均は約850mであり、中学校の最長通学距離の平均は約1,300mである。

本区における児童・生徒の学校への行き帰りでの経験調査結果によると、小学校は約800mでは50%、約1,000mでは75%の子どもが「やや遠すぎる・遠すぎる」と答えている。中学校は約1,200mでは50%、約1,450mでは75%の子どもが「やや遠すぎる・遠すぎる」と答えている。

また、800mを超えている小学校は31校あり、最も多いブロックは第13ブロックの5校である。1,200mを超えている中学校は16校あり、最も多いブロックは第2ブロックの3校である。

2 通学区域の面積

小学校1校あたりの通学区域面積は、最大で約170ヘクタール、最小で約18ヘクタールでありその差は約9倍となっている。

中学校1校あたりの通学区域面積は、最大で約285ヘクタール、最小で約53ヘクタールでありその差は約5倍となっている。

3 主要道路等による通学路の分断

通学路が区内の主要道路（国道四号線、環状七号線、放射11号線、補助100号線）および鉄道などを横断する学校が、小学校では27校、中学校では24校ある。

主要道路、鉄道などを横断する通学路の設置は、通学の安全上からその配慮が必要である。

4 指定校変更

学校教育法施行令第8条による指定校変更許可の状況は、小学校では全体の許可件数のうち約20%が距離、交通事情、地域の関係（町会・自治会、町丁目）など地理的、社会的理由により許可されている。

中学校でも全体の約10%が交通事情、地域の関係などで認められている。これは、一部の地域において通学区域の不合理があるため、やむを得ぬ事例とみなすことができる。

5 小学校区と中学校区との関連

小学校から中学校に進学する状況をみると、3つの中学校に別れて進学する小学校が5校ある。一方、一つの中学校に進学してくる小学校数の状況をみると、4つ以上の小学校区を有している中学校は11校ある。

そのため、小学校時代の友達が中学校では別々になる生徒が多くなり、同じ学校に通学したいなどの理由で指定校変更申請の原因の一つとなっている。

6 ブロック、町丁目と通学区域

学校の通学区域がそのブロックを越えているか、または、町丁目を分断しているかの状況をみると、ブロックを越えている小学校は23校であり、そのうち最も多いブロックは第12ブロックの5校である。中学校は16校であり、そのうち最も多いブロックは第4ブロックの3校である。

また、町丁目については小学校区域では90町丁目、中学校区域では58町丁目を分断しており、そのうち最も多いブロックが小・中学校とも第4ブロックである。

行政施策の面から考慮するとブロック・町丁目との整合が望ましい。

7 町会・自治会と通学区域

コミュニティ活動の単位とも考えられる町会・自治会の区域を通学区域によって分断されている状況をみると、小学校では平均3町会・自治会を分断している。中学校では平均5町会・自治会を分断している。

これは新しい道路ができたり、住居表示により新しい町丁目が施行されても町会・自治会の区域がそのままのために分断数が多くなっている。

8 青少年対策地区委員会、児童生徒健全生活指導委員会、青少年委員と通学区域

児童・生徒の非行防止などの推進を図るため、旧出張所管内単位で青少年対策地区委員会、中学校単位で児童生徒健全生活指導委員会を、また、小学校単位で青少年委員が置かれている。

これらの団体は児童・生徒の健全育成のために諸々の行事を行っているが、青少年対策地区委員会などの区域と小・中学校区が不整合なため種々の不都合が生じている。

9 公共施設（公園、住区施設、図書館、体育館）

昭和62年現在、公園は1,123,924m²の面積を有し、住区施設は老人館36館、児童館40館、区民福祉センター5館、図書館は16館、体育館は8館が設置されているが、これらを各ブロック別にみると、おおむね第1～第5ブロックの公園面積は狭く、また、おおむね第1ブロックは図書館などの公共施設は規模的に小さいことがあげられる。

10 学校開放

社会教育の充実と文化の向上、健康、体力づくりの推進とスポーツの振興、住民の連帯感の高揚とコミュニティの形成、青少年の健全育成を図ることを目的として、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を地域住民に開放している。

昭和62年の学校開放は119校の全校、遊び場開放校13校、スポーツ個人開放校2校を開放しており、地域の公共施設としてその役割を担っている。

第3節 児童・生徒数、学級数の推移

1 人口推計からみた学校規模

本区の人口推計によると、総人口は若干の増加となっているが、これを年代別にみると、65歳以上の老齢人口は増加するものの、15歳未満の幼年人口は減少を示しており、児童・生徒数も減少が予測されている。

また、児童・生徒数は各ブロックとも減少傾向を示しているが、特に第2、3、9ブロックは急激に減少している傾向を示している。

学校規模を昭和65年度、昭和70年度と5年ごとにその状況をみると、第5表のとおりであり、学校間の格差が広がり、一部の学校においては小規模化が顕著となることが予測される。

第5表(1)

区分	児童・生徒数							
	昭和65年度				昭和70年度			
	最大	最少	250人以下	1,000人以上	最大	最少	250人以下	1,000人以上
小学校	937人	127人	5校	0校	1,070人	76人	12校	1校
中学校	984人	241人	1校	0校	927人	169人	4校	0校

第5表(2)

区分	学級数						
	昭和65年度						
	最大	最小	格差	6学級	11学級以下	25学級以上	30学級以上
小学校	27学級	6学級	4.5倍	3校	9校	3校	0校
中学校	26学級	7学級	3.7倍	0校	6校	4校	0校

第5表(3)

区分	学級数						
	昭和70年度						
	最大	最小	格差	6学級	11学級以下	25学級以上	30学級以上
小学校	29学級	6学級	4.8倍	5校	16校	2校	0校
中学校	24学級	6学級	4.0倍	3校	9校	0校	0校

2 開発等による人口の増減

本区の人口推計によると、将来的には児童・生徒数が減少する傾向にあるが、一方では、工場跡地にマンション建設、また、土地区画整理事業や市街地再開発に伴う住宅建設などにより人口増加が予想される地区がある。

したがって、適正規模および適正配置の計画を進めるにあたっては、今後の人団動態を十分に把握する必要がある。

第三章 適正規模

学校教育は学校という集団生活の中で、児童・生徒がお互いに切磋琢磨し合いながら、一人ひとりが持つ豊かな個性を伸ばし、相互の理解と協調および自由・自主・自律の精神を養うことなどをめざしている。

適正な学校規模を考察するにあたっては、常にこの目標を見失ってはならない。加えて教育効果と学校経営の視点など多角的な検討が重要視される。

第1節 適正な学校規模

1 適正規模の考え方

学校規模が児童・生徒の教育および学校経営に及ぼす影響については、これまで十分に解明されてきたとはいえない。しかし、経験豊かな教育関係者の意見や多くのアンケート調査などからみると、規模の小さな学校は全校の子どもに教職員の目が行き届き、学校経営の方針が徹底できる。また、規模の大きな学校は全体として学校経営に活力があるなどそれぞれに良い面があると言われている。

しかしながら、規模の小さな学校、規模の大きな学校には、それ以上に問題のあることが指摘されている。

そこで、これらを考察するにあたっては、以下に示すとおり各般の検討を試みた。

(1) 模範の小さな学校の問題点

ア 教育効果の側面

(ア) 教科指導面

a 学年におけるクラス間での刺激が少ないため、児童・生徒が活発になりにくく、学習意欲、向上心を高められない者もあらわれてくる。

b 1学年1学級の場合、児童・生徒は、入学時から卒業時まで同一学級（同一集団）で過ごすことになり、学級における対人関係および位置関係が固定化する。

c 一人の教員の負担が大きくなり、教科研究が十分に行えないなど、教科指導上に及ぼす影響も考えられる。

また、学校の事務量は学校規模に関係なく生じるので、一教員あたりの分担が多く過重負担になる。

(イ) 生活指導面

a 学習および生活面の指導が徹底できる反面、教員の配慮や指導が行き届き過ぎるため、ややもすると児童・生徒が活気に欠け、児童・生徒の自主性の伸長に影響を及ぼし、没個性的になる場合も考えられる。

b 児童・生徒は多くの友人との交流のなかで人格が形成されていくが、学級の人数が少ないと、特定の友人関係が密接になり過ぎ社会性の伸長に妨げとなることも考えられる。

c 教員が少なく、一人多役になることから児童・生徒に対する指導が、きめ細かに対応、指導することが難しくなる。

(ウ) クラブ・部活動面

児童・生徒数が少ないため、クラブ・部の活動が限定される。また、教員数が少ないと、部活動の責任者を得がたい状況となる。

イ 学校経営の側面

(ア) 運営組織面

教員の数が少なく、いくつもの役職を担当するため、その負担は大きくなる。

(イ) 学校行事面

a 運動会、文化祭など全校または全学年を単位として、集団で行わ

れる教育活動においては、活力ある教育活動に支障をきたすことがある。

- b 運動会など行事を成立させるためには、一人がいくつも出場することになる一方で、競技種目が限定され、盛り上がりに欠けてしまう。

このように規模の小さな学校にあっては、教科指導・生活指導・学校経営・クラブ活動などへの問題の対策に多くの困難をきたし、さらに、学年が単学級になると、教員配置のうえからも問題が深刻化する。

(2) 規模の大きな学校の問題点

ア 教育効果の側面

(ア) 教科指導面

- a 教科指導の進度調整が十分に行えない。
- b 理解度に応じた学習形態を工夫するのが難しくなる。
- c 体育館、特別教室などの使用時間帯の調整が困難になる。

(イ) 生活指導面

- a 学習面・生活指導面で徹底を欠く場合が生じ、児童・生徒の問題行動が起こりやすくなる。また、児童・生徒と教員とのふれあいおよび児童・生徒間における交流が十分にできず、学校としてのまとまりと掌握が容易でない。
- b 学校全体の教職員間の交流や教員相互の連携が困難となり、教科指導、生活指導いずれの面においても共通理解、共同実践が得がたく、全校的な学校運営方針の徹底が図られにくく、児童・生徒への対応について一貫性を欠く場合が生じる。

(ウ) クラブ・部活動面

- a クラブ・部の人数が片寄ったり、希望した部に入れない。
- b 校庭などの利用、練習に制約が多くなる。

イ 学校経営の側面

(ア) 学校行事面

- a 児童・生徒一人ひとりの参加の機会が減少し、また、集散、移動に時間がかかりすぎるなど行事の進行に支障をきたす。
- b 児童・生徒個々の活動の場面が少なくなり、事実上形式に流れやすく全体をとりまとめて教育的効果をあげるために、多くの労力と困難性が生じる。

このような教育効果と学校経営面を総合してみると、前に述べた教育目標に照らし「子どもの利益」には結びつかないものと考えられ、学校規模の適正化の必要性が強く望まれる。

(3) 校長および教員に対するアンケート調査の結果

ア 最適規模の分析

校長および教員が総合的に見て望ましいと考える学級数は、小学校においては18学級を最適とする比率が最も高く、90%にも及ぶ者がこれを支持している。また、中学校における最適規模は15~18学級とする比率が最も高く、70%の者がこれを支持している。

イ 小規模化と大規模化の分析

小学校における小規模化と大規模化から生ずる教育効果面などの54項目について、調査結果を問題発生、確定、深化の面により分析してみると小規模化から生ずる問題は、13学級で発生し、12学級で確定、11学級で深化している。また、大規模化から生ずる問題は、24学級で発生し、25学級で確定、29~30学級で深化している。

一方、中学校にあっては、小規模化から生ずる問題は、10学級で問題が発生し、9学級で確定、6~7学級で深化している。また、大規模化から生じる問題は、20~21学級で発生し、23~24学級で確定、25~27学級で深化している。

(4) 法制面などによる適正規模の考え方

適正な学校規模を把握するにあたっては、多くの客観的資料によることが望ましいことから、上述の外、法制面などについても探ってみることにした。

学校教育法の定めによる標準学級は、同法第3条（設置基準）の規定をうけ、同法施行規則第17条では「小学校の学級数は、12学級以上、18学級以下を標準とする。ただし土地の状況その他により特別の事情があるときは、この限りでない」と規定されている。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令では、小・中学校とも12～18学級を適正規模とし、統合する場合には24学級までを適正規模としている。

一方、この適正規模を超えている学校の扱いをみてみると、各市町村が実際に学校を分離したり、統合したりする場合は、児童・生徒数の将来推計や通学距離、地形などを総合的に判断して、法令上の標準規模を基本としつつも、ある程度の幅をもって運用されている。このような状況などから、文部省は31学級以上の過大規模校については、早急にその解消を図る必要があるとしている。

2 適正規模の設定

(1) 適正規模の範囲と適正規模以外の範囲

ア 適正規模の範囲

児童・生徒の能力や個性を伸長させるなど、教育効果、学校経営の面、また、校長および教員に対するアンケート調査の結果および法制面などをとらえたうえで総合的に判断すると、学校教育をより充実させるのに適した学校規模は中規模が望ましいといえる。

そして、この中規模にあっては、小・中学校ともに1学年複数学級の維持が望まれ、その範囲は小・中学校ともに12学級から24学級が妥当と

考える。

また、児童・生徒数を学級数からみてみると、現在の学級編制では1学級あたり40人を基準としているが、これを本区の児童・生徒数の平均値で算出すると、小学校にあっては、1学級あたり31人～35人となっているので標準児童数は370人～840人となる。中学校の標準生徒数は、1学級あたり35人～37人となっているので420人～880人となる。

イ 適正規模以外の範囲

上述のとおり小・中学校の適正規模の範囲は、12学級から24学級と設定したが、この適正規模以外の学校については、その問題点の解消の必要度に応じて次の第6表、第7表のとおり分類し、その取り扱いを検討した。

(ア) 小規模校、大規模校（学齢人口推計、施設の状況などを考慮しながら将来的に検討を要する学校）

第6表

学校	小規模校	7学級～11学級もしくは181人～369人
	大規模校	25学級～29学級もしくは841人～999人
中学校	小規模校	7学級～11学級もしくは201人～419人
	大規模校	25学級～29学級もしくは881人～1,099人

(イ) 過小規模校、過大規模校（早期に解消すべき学校）

第7表

学校	過小規模校	6学級以下もしくは180人以下の学校
	過大規模校	30学級以上もしくは1,000人以上の学校
中学校	過小規模校	6学級以下もしくは200人以下の学校
	過大規模校	30学級以上もしくは1,100人以上の学校

(2) 適正規模以外の学校の改善方針

適正規模以外の学校については、その改善の方針を次のように設定した。

第一に、できるだけ現状の学校規模を通学区域の変更によって、適正な学校規模へと改善する。

第二に、その学校および周辺の学校も同様に小規模であるなど、適正な規模へと改善することが困難な場合、上記の分類による小規模校・大規模校については、今後の推移をみながら将来的に改善を図る。

第三に、周囲の状況により適正な規模への改善が困難で、かつ、上記分類による過小規模校、過大規模校については、早急にその改善を図る。

上記の方針とした理由は、できるだけ学校の存続を図る方針のもとに、通学区域の変更によって適正化を行うこととした。

しかし、学校によっては通学区域の変更によって新たな通学上の問題が生じる地域が一部に存在する。そこで、小規模校および大規模校については、今後の学校規模の推移をみながら、段階的に解消を図ることとした。

過小規模校および過大規模校については、校長および教員のアンケート調査でおおむね90%の校長および教員が問題があると指摘していることなどから、早期に解消を図ることとした。

第2節 学校施設における教育環境の適正化

今後、足立区が教育環境の将来像に向けてその整備を図るとき、現在の学校施設が目標水準に満たないものについては、その「整備充実」を図る。

その場合、個性重視の教育の推進と特色ある学校づくりをめざし、学校施設における教育環境の改善を図っていく必要がある。

1 学校施設における教育環境の適正化と個性化

小・中学校は、今後学校での個性重視の教育を推進するために諸施設・設備の充実を図らなければならない。

そのため基本的諸環境とその学校の特色としての諸環境・設備の双方を整える方向で整備する必要がある。

また、特色ある学校づくりとしては、学校と他の公共施設との有機的連携、高度な施設の導入によって、他の学校にも開放する学校間のネットワークの形成など各種の方法を検討し、各学校の個性化を図る。

2 学校施設の目標水準

足立区における学校施設の目標水準設定については、教育効果が期待できる校舎の施設・設備に視点を置き、カリキュラムによる必要特別教室数および本区と他区市町村の最新学校施設事例を参考に検討してきた結果、小学校は最新の足立区立小学校に多目的教室を加えた施設、中学校は最新の足立区立中学校の施設を本区の目標水準にすることが望ましい。

第四章 適正配置

足立区の学校配置の現状では、学校の位置と通学区域の片寄りや危険個所の横断、小学校区と中学校区の不整合、ブロック、町丁目の分断などの問題と、活力ある地域教育環境のあり方、生涯学習の場としての学校のあり方などの課題を抱えており、今後これらの諸問題の解決を図っていく必要がある。

これら諸問題の解決には、通学区域の変更などによる適正配置を図り、また、学校を生涯学習の場としての活用、公共施設との相互利用などの推進を図ることも必要である。

今後、この足立区における小・中学校の配置の適正化については、各種条件を検討のうえ、次のとおり適正配置基準を設定した。

第1節 適正な学校配置

1 通学距離

(1) 法制面などによる通学距離の考え方

通学距離は、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条」(昭和33年政令189号)の適正な学校規模の条件のなかで小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内としている。また、「学校施設基準規格調査会の答申」(昭和38年)では、都市部の小学校は500m以下、中学校は1,000m以下としている。

(2) 通学距離の調査などの結果

特別区における学校と通学区域境界との距離は、小学校では750m程度、中学校では1,300m程度が一番多いと報告されている。また、足立区の平均最長通学距離は、小学校では850m程度で中学校では1,300m程度となっている。

本区で実施した児童・生徒の学校での行き帰りでの経験調査結果による

と、小学校では標準距離500m程度、最大800m程度、中学校では標準距離650m程度、最大1,200m程度という調査結果が得られた。

(3) 望ましい通学距離

以上を総合して判断すると、当審議会は小学校では800m以内、中学校では1,200m以内が足立区における望ましい通学距離であると考える。

2 小・中学校の通学区域

小学校の通学区域と中学校の通学区域は、交友関係、地域との結びつきなどの点を考えると、できるだけ整合性をもたせることが望ましい。この場合1中学校あたり2~3の小学校が理想的と思われる。

したがって、今後の通学区域を考える場合にはこの点の配慮が必要である。

3 通学区域の境界

これからの中学校は、地域との十分な協力関係のもとに、その地域の特性をいかした学校づくりを進めていく必要がある。この見地から、今後の通学区域の設定にあたっては、原則として13ブロック、町丁目の区域を分断しない配慮が必要である。

一方、町会・自治会の区域もできるかぎり分断しない配慮が必要である。また、通学区域と青少年対策地区委員会の区域についてはできるかぎり整合性を図る配慮が必要である。

4 通学路

モータリゼーション化された現代社会においては、学校の適正配置を考えるうえで通学路の安全確保が重要である。特に小学校においてはこの点が最も重要視される。

このため、主要道路(国道四号線、環状七号線、放射11号線、補助100号線)鉄道および河川により、通学路が原則として分断されないことが望ましい。

第2節 地域社会における学校の役割

学校教育は地域の様々な協力と地域の連携のもとに成りたっており、学校教育に対する地域の協力をより一層得ることが必要である。また、学校においては地域への生涯学習に対する協力など、地域社会に果たす役割も重要である。

1 地域における教育環境づくり

足立区として望まれる地域の教育環境づくりには、学校と地域社会の両者の新たな緊密な関係を求めて、地域住民の生涯学習などの視点から積極的に学校を地域社会に開放していくことが肝要である。

この考え方の推進には、既存の学校施設・設備の充実を図るとともに、学校の新設、改築などの時には、地域公共施設を複合あるいは隣接させることなどによって積極的な相互利用を促進していく。

2 コミュニティの核としての学校の役割

地域において伝統ある校風を育て、特色ある学校づくりを進めるためには、学校運営面においても、地域と学校との一層の連携が必要とされる。特に近年、都会においては、郷土意識が希薄になりつつあることが指摘されており、これからは、学校を地域文化の中心として、また、心のふるさととして位置づけ、地域と学校とのより密接な連携を図っていく必要がある。

これらの考え方から、今後の学校と地域との関係を考えると、①地域の文化遺産の継承（地域の伝統芸能、伝統工芸などの教育への反映、郷土資料室の設置など）②地域に開かれた学校（母親学級、老人学級、文化講座の開設など生涯学習の場として）など、学校と地域とのかかわり合いについても考慮していく必要がある。

また、その際には、学校施設などの条件整備を図っていく必要がある。

第五章 具体の方策の提言

当審議会は、足立区における適正規模および適正配置、特色ある学校づくり、地域教育環境づくりの具体的な方策について、総合的な見地から十分な検討をした結果、次のとおり結論を得たのでここに提言する。

第1節 適正規模、適正配置の具体的方策

1 具体の方策の基本的な考え方

当審議会は、通学区域を変更することによって、問題を解決する方針を第一義的に考え、各ブロックごとに適正規模および適正配置の検討を進めた。しかし、近隣地域の児童・生徒数が少なく、通学区域を変更してもどうしても解決できない地区については、通学区域の統合で検討を進めた。

また、検討にあたっては、適正規模・適正配置基準を参考にしながら各ブロックの地域状況に照らして、整備・改善を要する学校・地域を抽出し問題解決に努めた。

なお、通学区域の変更など早期に解決することが児童・生徒のためになると思われるものについては、前期（昭和64年度～昭和67年度・統合の場合は前期の後半）を目標とし、昭和70年の児童・生徒数、学級数の推移などから変更が必要と思われるものについては、後期（昭和68年度～昭和71年度）を目標とすることが望まれる。

2 具体の方策

(1) 通学区域を変更することが望ましい地域

適正基準に照らして検討をした結果、別表1に記載したとおり、小学校では前期で40の地域、後期で16の地域、中学校では前期で22の地域、後期で16の地域について、通学区域を変更することが望ましい。

(2) 学校を統合することが望ましい地域

通学区域を変更しても、近隣地域の児童数が少ないため、適正規模や小規模さえも確保できない地域が生じた。この地域を総合的にみて、前期に2校、後期に2校を統合することが望ましい。

ア 前期

(ア) 千住3～5丁目、千住旭町46番の地域のなかに千寿第一小学校、千寿旭小学校の2校が設置されているが、これらの学校を統合しこの地区は1校とすること。

(イ) 千住中居町、千住龍田町、千住緑町2丁目11番～37番、千住緑町3丁目、千住宮元町23番・26番～32番、千住桜木1丁目の地域のなかに千寿第六小学校、千寿第七小学校の2校が設置されているが、これらの学校を統合しこの地区は1校とすること。

イ 後期

(ア) 中川1～5丁目の地域のなかに大谷田小学校、長門小学校の2校が設置されているが、これらの学校を統合しこの地区は1校とすること。

(イ) 花畠2丁目17番～18番、花畠3丁目33番～42番、花畠5丁目13番～18番、花畠6～8丁目の地域のなかに花畠東小学校、桑袋小学校の2校が設置されているが、これらの学校を統合しこの地区は1校とすること。

ウ 新田中学校は昭和70年度で6学級が見込まれ、通学区域の変更または学校を統合して適正規模にしなければならない。

しかし、この地区は、荒川、隅田川に囲まれており、通学区域を変更すると、通学距離が非常に遠くなる。また、荒川を渡るなど通学安全上、地理的条件の問題があるため、適正規模にすることが難しい地区である。

このため、都市基盤整備などの諸条件を待って適正化を図る必要がある。

エ 留意事項

桑袋小学校区域には、土地区画整理事業が現在進行中であり、将来人

口増が考えられる。また、長門小学校区域には大きな工場がある。したがって、両地区にあっては今後の開発状況を勘案しながら計画を進められたい。

(3) 心身障害児学級の配置

心身障害児学級に在籍している児童・生徒数は、昭和62年現在475人おり、その障害の種類に応じて教育を受けている。

当審議会では、心身障害児学級の設置の状況、ブロック別心身障害児の状況などを調査のうえ検討をした結果、心身障害児学級の適正配置については、次のとおりにすべきであると判断した。

ア ちえおくれ学級

(ア) 小学校

各ブロックに1～2学級設置されることが望ましい。

第11ブロックに学級がないので、この地域に1学級設置する方向で考え、また、設置の際は交通の便の良い学校に設置されることが望まれる。

(イ) 中学校

2つのブロックに1～2学級設置されることが望ましい。

第8～第10ブロック内に学級がないので、この地域に1学級設置する方向で考え、また、設置の際は交通の便の良い学校に設置されることが望まれる。

イ 情緒学級

環状七号線以南に学級がないので、この地域に設置されることが望ましい。

原籍校からその学級に通学するので、交通の便の良い学校に設置されることが望まれ、梅島、西新井駅周辺の小・中学校に各1校ずつ設置されることが望まれる。

ウ 言語・難聴学級

環状七号線以北の小学校に学級がないので、この地域に設置されることが望ましい。

原籍校からその学級に通学するので、交通の便の良い学校に設置されることが望まれ、竹の塚駅周辺の小学校に1学級設置されることが望まれる。

エ 留意事項

- (ア) 設置にあたっては、児童・生徒の利便と地域のバランスを考慮し移設替えも考慮する必要がある。また、計画を進めるにあたっては、今後の児童・生徒数の推移を勘案しながら対応することが望ましい。
- (イ) 施設・設備などの整備・改善には今後とも十分な配慮が望まれる。

第2節 学校と地域における教育環境づくりの具体的事例

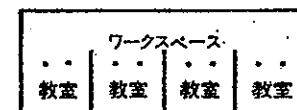
足立区として望まれる学校と地域における教育環境づくりの実現にあたっては、既設校の改修、改築および学校周辺の道路整備などの時に、その施設の状況に応じて、以下に掲げる方法を考慮されたい。

1. 学校施設の個性化と施設の開放

学校の新設、大規模改修などの時には、積極的に個性化教育が可能なよう、①多様な学習グループで学習が可能な教室部分の計画（例えばワークスベース（注1）を数教室ごとに設置し、教室とワークスペース間の間仕切りを可動とするなど）②学年で集まる多目的教室の設置 ③図書室のメディアセンター化（注2）。また、これらの諸室は地域の学習拠点としても活用できるように、校舎を開放ゾーンと非開放ゾーンなどにゾーン分けをして、開放ゾーンには専用入口を設け、管理を行い易くする。

（注1）ワークスペースとは、教室で行う一斉授業以外の各種活動および多様なグループで学習ができるようなスペースのこと。

【例】



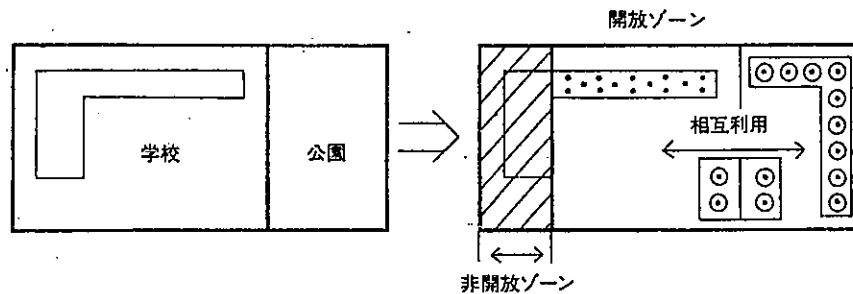
（注2）メディアセンターとは、従来の図書室の書籍に加えてビデオ、O・H・Pなどの各種視聴覚教材、さらに自主学習の教材などを加えて、児童・生徒が主体的に学習する時の拠点となるセンター。

2. 学校施設と他の施設との相互利用

学校施設に社会教育施設などを複合あるいは隣接させ、相互に活用する。この場合にも上記1と同様に開放、非開放のゾーン分けなどを行う。また、校庭が狭い場合には校舎と社会教育施設などを一つの建物として造る。

3 学校施設と公園などを一体化させる学校公園化

学校に隣接する公園などがある場合には、学校施設と公園などを計画的に関連づけ、学校および地域が相互に活用でき、かつ魅力的な地域の拠点とするために学校公園化を図る。この場合も学校の開放ゾーンと非開放ゾーンの明確のための整備もあわせて行う。



4 教室などの有効活用

空き教室などを保有する学校においては、学習スペース、生活スペース、管理スペースを充実させる。さらに、空き教室がある場合には、学校と地域が相互に利用できる方向で施設・設備を高度化するなど、積極的に施設・設備を充実させる。

5 高度な共有施設の設置

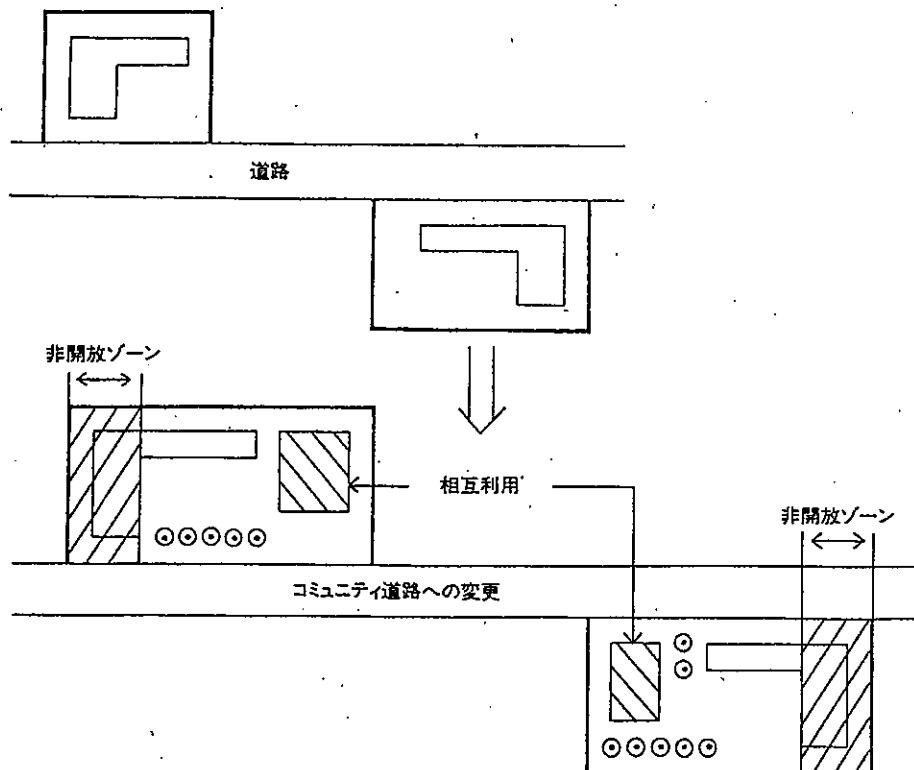
他校と共有する施設（例えば情報教育センター、アートセンターなど）を設置するなどによって、その学校施設の質的改善と周辺校へのメリット、およびその学校に人が集まることによる学校の活性化を図る。

また、その部分を中心に地域に開放することによってコミュニティ活動の形成および文化の向上を図る。この計画にあたっても非開放ゾーン、共有ゾーン、開放ゾーンの明確なゾーニングと整備を行う。

6 近接する学校などにおける学校団地化

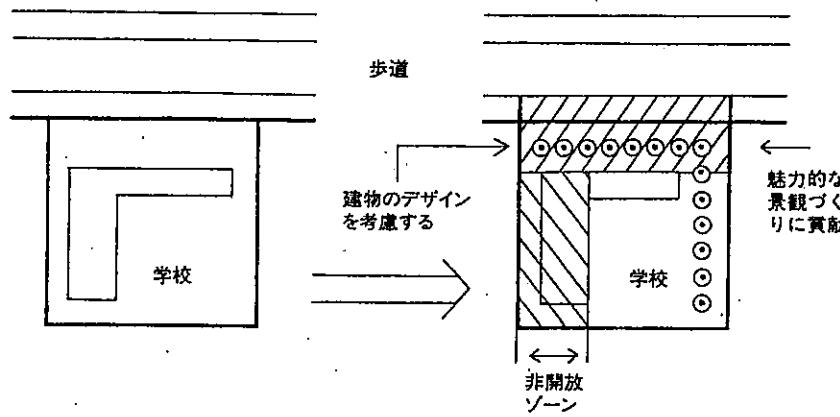
学校と学校が近接する場合においては、その特徴を生かして、周辺を含めた学校団地化（1つの敷地にあるように計画する）を図り、教育環境の向上を図るとともに、相互に異なる施設を保有するなどにより、有効な活用を図る。

また、これらの施設を中心にして地域に開放し、コミュニティ活動の向上を図る。



7 学校の周辺環境への配慮とまち景観への貢献

学校を積極的に緑化するなど周辺環境への配慮を行い、魅力的なまち景観づくりに貢献する。



第3節 適正化による適正度と今後の課題

1 適正化による適正度

本答申を実現した場合の適正度をみてみると、小学校では6学級の学校は5校のうち全部、25学級以上の学校は2校のうち1校を解消しており、また、通学距離を超えている学校は31校のうち12校、3校以上の中学校に進学する小学校は5校のうち4校、ブロックを越えている学校は23校のうち6校、町丁目を分断している学校は90校のうち31校とそれぞれの問題について解消を図っている。

同じく中学校では6学級の学校は3校のうち2校、一中学校に進学していく小学校の数が4校以上ある中学校は11校のうち9校、ブロックを越えている学校は16校のうち4校、町丁目を分断している学校は58校のうち15校とそれぞれの問題について解消を図っている。

2 今後の課題

上記に示すとおり、適正化により課題をすべて解消したわけではない。

その理由としては、小規模校の近隣区域を変更すると、他校が小規模化するなどの課題が生じてくるため現状のままとした。

今後の課題としては、この学校区域について、将来の児童・生徒数、施設収容力を十分考慮のうえ区教育委員会の責任で検討されたい。

第六章 適正規模・適正配置の実現に向けて

この答申は、区教育委員会から当審議会に示された諮問事項にそって、区立小・中学校およびそれをとりまく地域環境の現状を踏まえて、足立区の子ども達により良い教育環境をつくりあげるために、望ましい教育条件と将来の学校のあり方についてとりまとめたものである。

足立区の次代を担う子ども達が健やかに育ち、さらに生涯にわたる豊かな教育を享受することができるようその願いをこめて、足立区立小・中学校の適正規模および適正配置を中心に提言したものである。

この提言を実現するにあたっては、次の事項を留意のうえ、区長部局の理解と協力をもとに緊密な連携を図りながら実施されたい。

- 1 通学区域の変更による学校の児童・生徒は、原則として新1年生から実施していくことが望まれる。
- 2 通学区域制度の見直しと学校選択の機会の拡大については、当面、学校指定の変更などの弾力的運用によって対応されたい。
- 3 学校施設の改善など教育環境の設備・整備については、最善の努力を払われたい。
また、統合によって新校舎を設置する場合は、適正な位置に設置されることが望まれるが、適切な位置に用地取得が困難な本区の状況のなかでは、既存の小・中学校に設置することはやむを得ないものと思われる。この場合、現状の教育環境を上回る施設・設備の充実に配慮されたい。
- 4 学校と地域とは、従来から密接な関係にあることを考慮し、計画の推進にあたっては、新たなコミュニティ形成が図られるよう積極的な施策を考慮されたい。
- 5 跡地の利用については、足立区の教育を中心とした施設づくりなど、地域

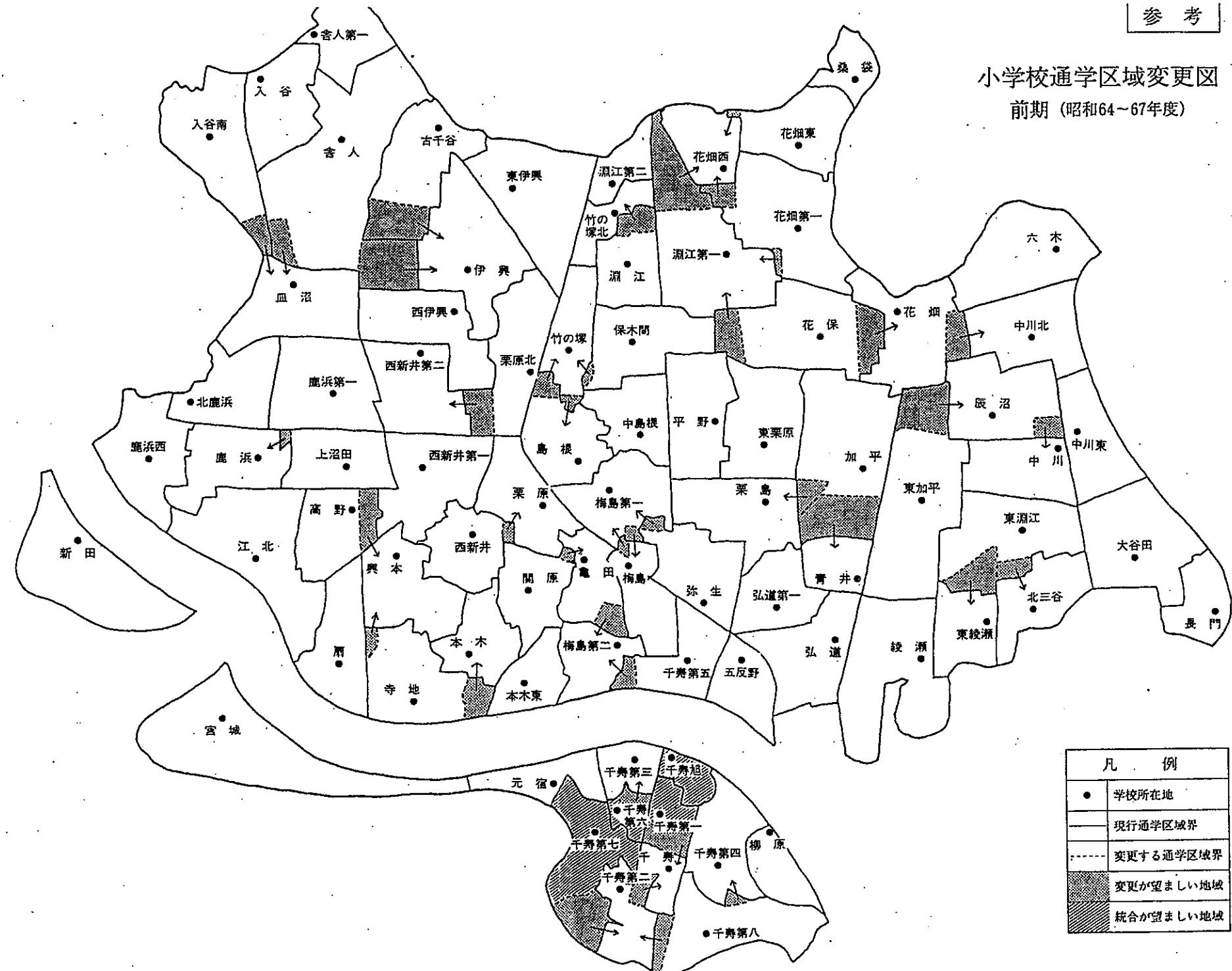
の発展の礎となるよう配慮されたい。

- 6 これまで予想される再開発などについてはすべて検討を行ったが、今後予測できなかった市街地再開発などによって、学校規模と学校施設に影響を及ぼすような大きな人口の変化が予測されるときは、すみやかに対応されたい。
- 7 今後、さらに教育環境の向上を求めて、通学区域の変更などが必要な地域の発生が考えられる。その場合、答申で示した基準を参考のうえ実施されたい。

当審議会は、この答申をもってその任務を終了するが、区教育委員会は本答申の実現に向けて積極的な教育行政を展開するとともに、地域住民などの十分な理解を得ながら、明日を担う子ども達のために努力されることを期待する。

小学校通学区域変更図

前期（昭和64～67年度）



1 通学区域を変更することが望ましい地域

別表1

(1) 小学校

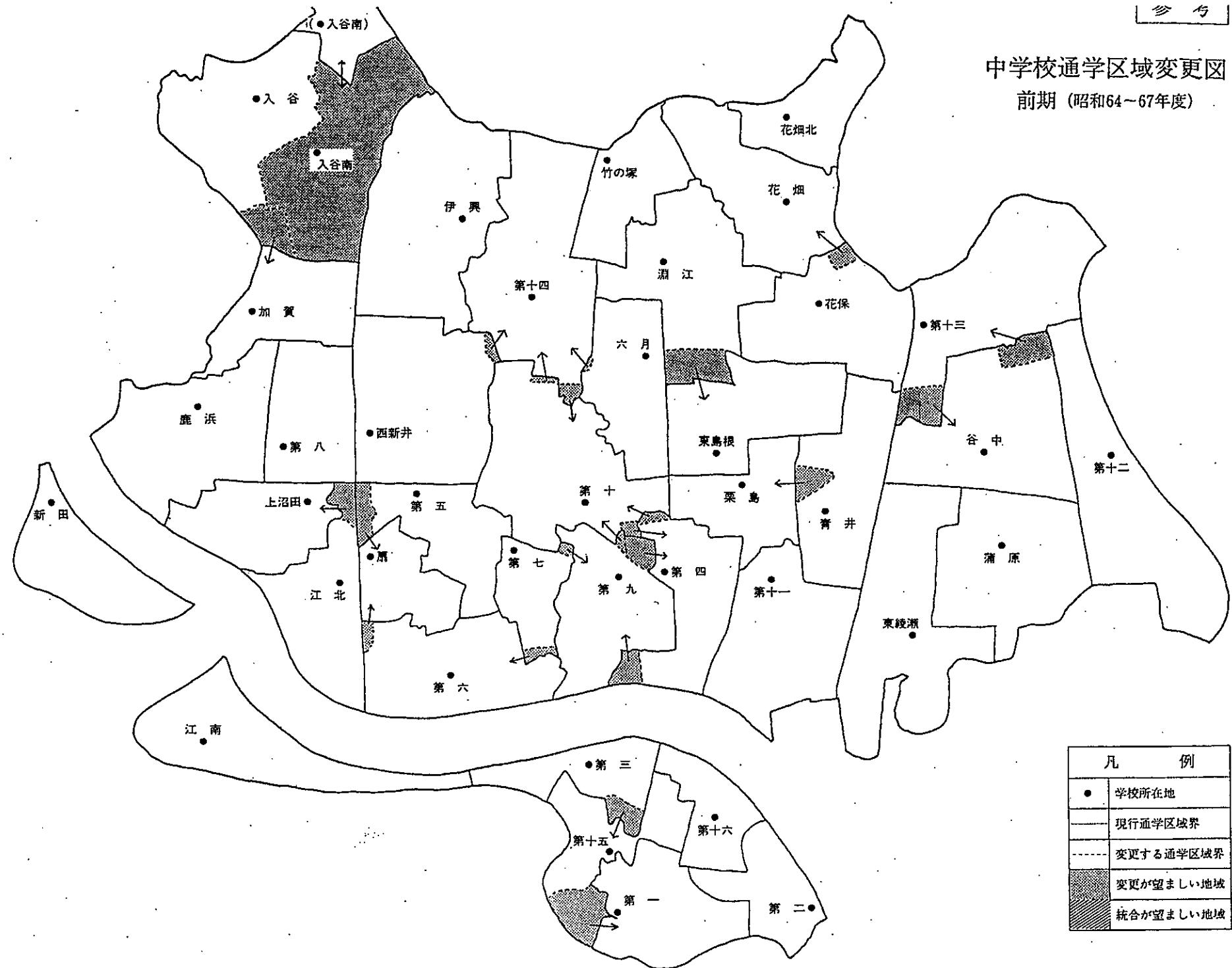
ア 前期（昭和64年度～昭和67年度）

番号	ブロック	変更する地域	現在の学校	変更後の学校
1	1	千住2丁目	千寿第一小学校	千寿小学校
2	1	千住仲町1番～18番	千寿第二小学校	千寿小学校
3	1	千住柳町1番～7番、千住寿町1番～19番	千寿第六小学校	千寿第三小学校
4	1	千住緑町1丁目、千住緑町2丁目1、3、4、7、8番、千住河原町1番（旧番地）	千寿第七小学校	千寿第二小学校
5	1	千住橋戸町93番～96番、千住河原町37番～49番	千寿第八小学校	千寿第二小学校
6	1	千住東2丁目20番	千寿第八小学校	千寿第四小学校
7	3	西新井本町2丁目24番～32番	高野小学校	興本小学校
8	3	扇3丁目1番～3番	寺地小学校	興本小学校
9	3	本木南町1番～12番、16番	寺地小学校	本木小学校
10	4	西新井栄町1丁目2番～4番	関原小学校	龟田小学校
11	4	西新井栄町1丁目20番～21番	西新井小学校	栗原小学校
12	4	梅田3丁目1番～8番	千寿第五小学校	梅島第二小学校
13	4	梅田6丁目10番～27番	龟田小学校	梅島第二小学校
14	4	梅島1丁目31番～36番	梅島第一小学校	梅島小学校
15	4	梅島2丁目6番～9番	弥生小学校	梅島第一小学校
16	4	梅島3丁目1番～3番	梅島小学校	梅島第一小学校
17	5	青井4丁目	加平小学校	青井小学校
18	5	青井5丁目1番～8番	加平小学校	栗島小学校
19	6	東綾瀬3丁目3番～4番、8番～15番	東淵江小学校	東綾瀬小学校
20	6	東和3丁目4番～7番、11番	東淵江小学校	北三谷小学校
21	7	北加平町	東加平小学校	辰沼小学校

別表1

番号	ブロック	変更する地域	現在の学校	変更後の学校
22	7	大谷田5丁目9番~18番	辰沼小学校	中川小学校
23	7	神明南2丁目7番~17番	花畠小学校	中川北小学校
24	8	保木間1丁目25番~37番、保木間2丁目18番、31番	花保小学校	淵江第一小学校
25	8	南花畠1丁目2番(6~19)、3番~8番、9番(1~10、18~20)、10番、南花畠3丁目1番~13番	花保小学校	花畠小学校
26	9	保木間5丁目1番~16番、19番~39番	淵江第一小学校	花畠西小学校
27	9	保木間5丁目17番~18番	花畠第一小学校	花畠西小学校
28	9	花畠4丁目1番~10番	花畠第一小学校	花畠西小学校
29	9	南花畠5丁目14番	花畠第一小学校	淵江第一小学校
30	9	花畠5丁目11番	花畠東小学校	花畠西小学校
31	10	栗原2丁目18番(10~12)、21番(9~11)、22番、23番(10~19)、26番	竹の塚小学校	島根小学校
32	10	六月2丁目15番、34番~35番	保木間小学校	竹の塚小学校
33	10	六月3丁目5番(1~16)、6番~10番	島根小学校	竹の塚小学校
34	10	西保木間2丁目5番~9番	淵江小学校	竹の塚北小学校
35	11	西新井2丁目1番~2番、9番~17番、25番~31番	栗原北小学校	西新井第二小学校
36	12	江北7丁目18番、24番	上沼田小学校	鹿浜小学校
37	13	古千谷1丁目	舍人小学校	伊興小学校
38	13	古千谷2丁目	古千谷小学校	伊興小学校
39	13	入谷7丁目2番~5番	舍人小学校	皿沼小学校
40	13	入谷7丁目19番~21番	入谷南小学校	皿沼小学校

中学校通学区域変更図
前期（昭和64～67年度）

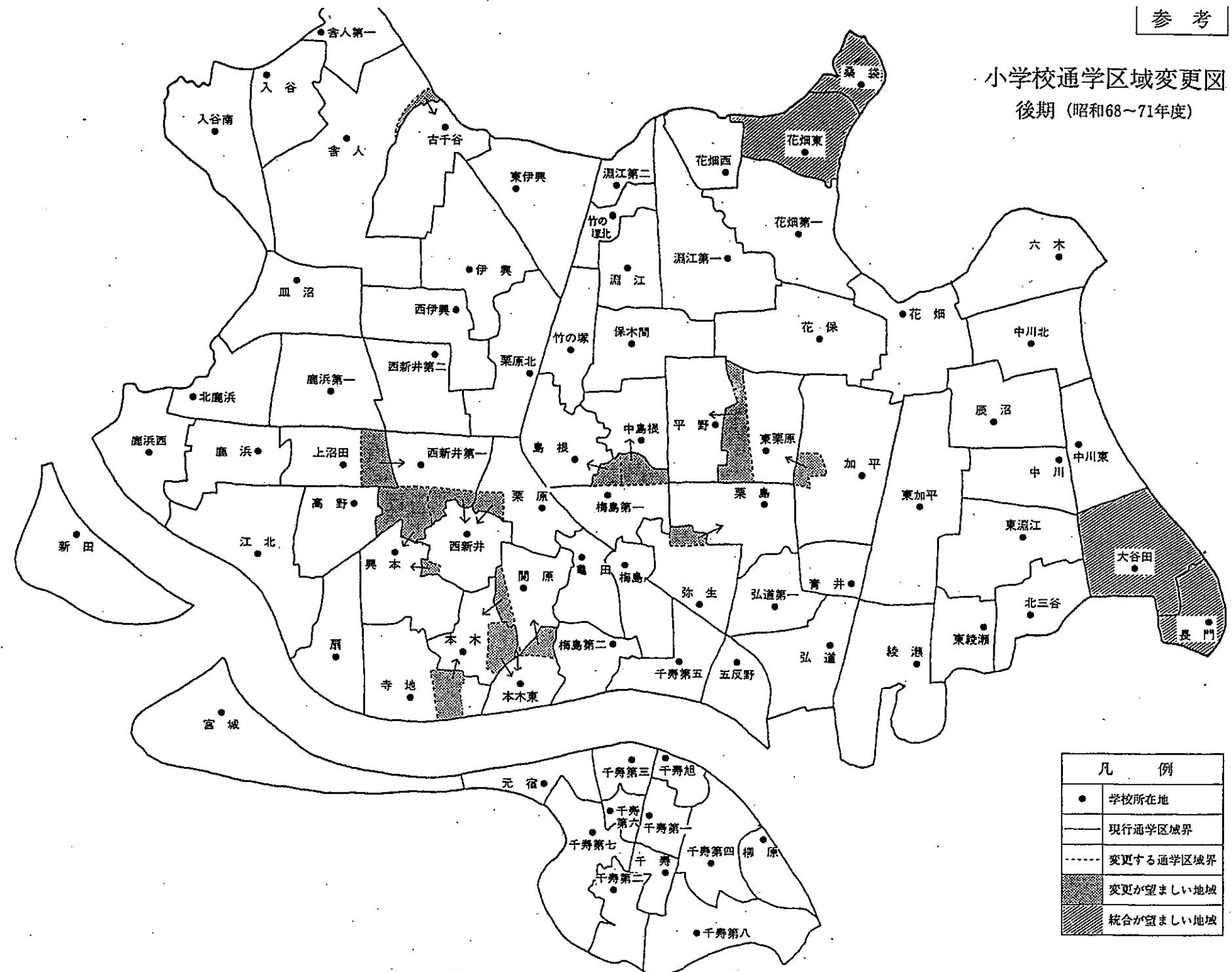


(2) 中学校

ア 前期（昭和64年度～昭和67年度）

番号	ブロック	変更する地域	現在の学校	変更後の学校
1	1	千住龍田町3番、7番～18番、千住中居町15番～21番、27番～33番	第三中学校	第十五中学校
2	1	千住緑町1丁目、千住緑町2丁目1番、3番～4番、7番～8番、千住河原町1番地（旧番地）	第十五中学校	第一中学校
3	2	江北5丁目1番～2番、3番（1～8）、4番～6番	江北中学校	上沼田中学校
4	3	扇3丁目1番～3番	第六中学校	扇中学校
5	3	西新井本町2丁目24番～32番	第五中学校	扇中学校
6	4	関原1丁目8番～9番、21番～22番	第七中学校	第六中学校
7	4	西新井栄町1丁目2番～4番	第七中学校	第九中学校
8	4	梅田3丁目1番～8番	第四中学校	第九中学校
9	4	梅島1丁目5番～23番	第九中学校	第四中学校
10	4	梅島1丁目31番～36番	第十中学校	第四中学校
11	4	梅島2丁目1番、6番～9番	第四中学校	第十中学校
12	4	梅島3丁目1番～3番	第九中学校	第十中学校
13	5	青井5丁目1番～8番	青井中学校	栗島中学校
14	7	北加平町	第十三中学校	谷中中学校
15	7	佐野2丁目24番～31番、36番～43番	谷中中学校	第十三中学校
16	8	東六月町	淵江中学校	東島根中学校
17	9	南花畠4丁目9番、10番、18番～20番	花保中学校	花畠中学校
18	10	栗原2丁目18番（10～12）、21番（9～11）、22番、23番（10～19）、26番	第十四中学校	第十中学校
19	10	六月2丁目15番、34番～35番	六月中学校	第十四中学校
20	10	六月3丁目5番（1～16）、6番～9番	第十中学校	第十四中学校
21	11	伊興1丁目5番、6番	西新井中学校	第十四中学校
22	13	入谷7丁目2番～5番、19番～21番	入谷中学校	加賀中学校

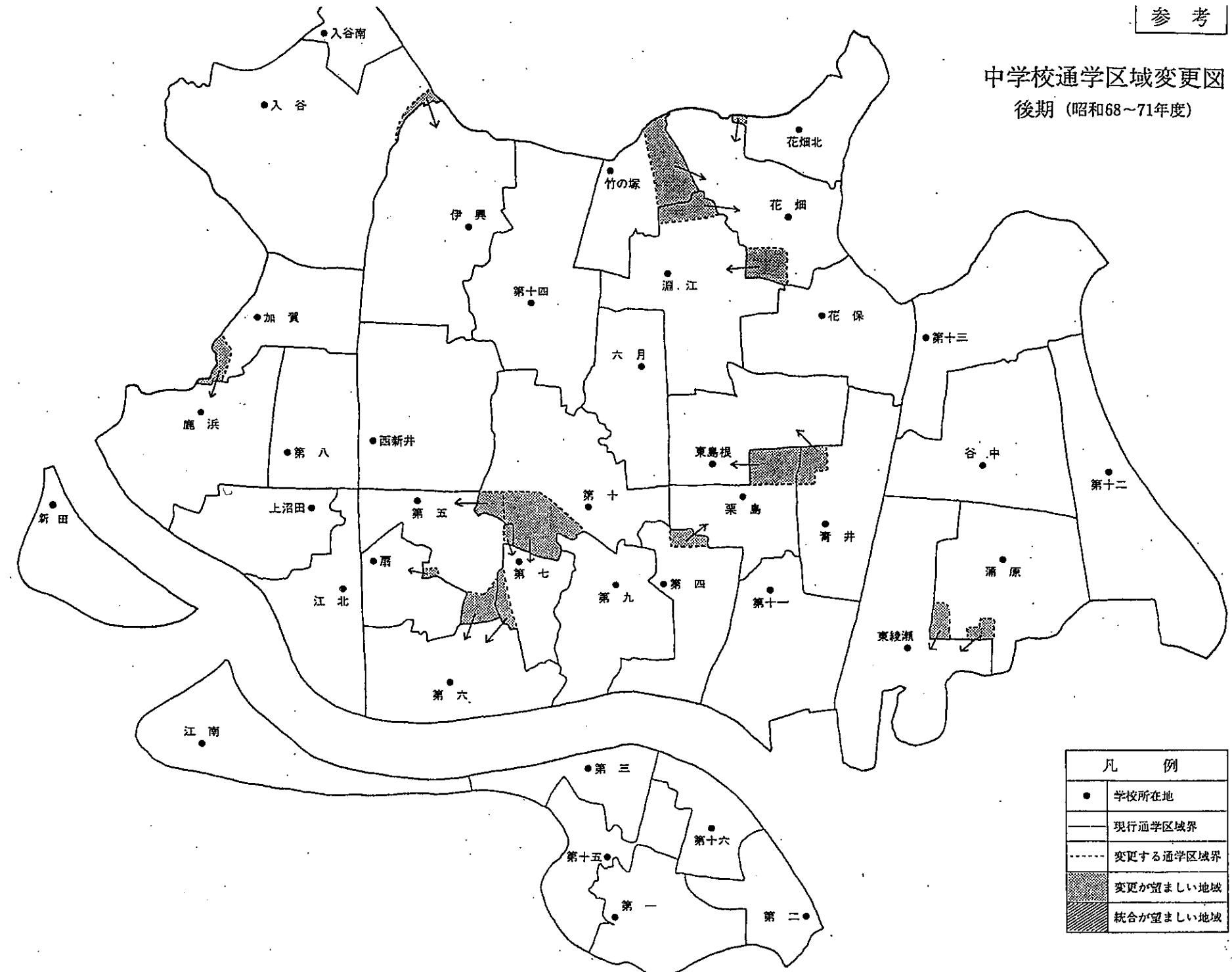
小学校通学区域変更図
後期（昭和68～71年度）



イ 後期（昭和68年度～昭和71年度）

番号	ブロック	変更する地域	現在の学校	変更後の学校
1	3	西新井本町1丁目10番、13番～21番	西新井第一小学校	西新井小学校
2	3	西新井本町2丁目1番～23番、西新井本町3丁目3番～5番、7番～11番	西新井第一小学校	興本小学校
3	3	西新井町4丁目21番	西新井小学校	興本小学校
4	3	西新井柴町3丁目3番(6～10)、4番(7～15)、5番(18)、6番(1～2、6～8、10～12)、7番～18番	栗原小学校	西新井小学校
5	3	本木西町	寺地小学校	本木小学校
6	3	本木2丁目1番～3番	関原小学校	本木東小学校
7	3	本木2丁目4番～20番	本木小学校	本木東小学校
8	3	本木2丁目21番～32番	関原小学校	本木小学校
9	4	関原2丁目1番(2～5)、2番、3番(4～16)、6番(6～15)、7番、23番～35番	本木東小学校	関原小学校
10	5	中央本町1丁目14番～17番、中央本町4丁目1番、10番	弥生小学校	栗島小学校
11	8	一ツ家1丁目、保塚町1番地、12番地～14番地	東栗原小学校	平野小学校
12	8	一ツ家4丁目	加平小学校	東栗原小学校
13	10	島根1丁目	梅島第一小学校	中島根小学校
14	10	島根3丁目1番～5番、14番～21番	梅島第一小学校	島根小学校
15	11	西新井7丁目	上沼田小学校	西新井第一小学校
16	13	舎人2丁目1番地、舎人3丁目1番地～3番地	舎人小学校	古千谷小学校

中学校通学区域変更図
後期 (昭和68~71年度)



イ 後期(昭和68年度～昭和71年度)

番号	ブロック	変更する地域	現在の学校	変更後の学校
1	3	西新井本町4丁目21番	第五中学校	扇中学校
2	3	興野1丁目1番～4番、6番、13番～18番	第五中学校	第六中学校
3	3	本木2丁目21番～32番	第七中学校	第六中学校
4	3	西新井栄町3丁目3番(6～10)、4番(7～15)、5番(18)、6番(1～2、6～8、10～12)、7～18番	第十中学校	第五中学校
5	4	西新井栄町1丁目9番～13番、15番～19番、22番、西新井栄町2丁目	第十中学校	第七中学校
6	4	西新井栄町1丁目20番～21番	第五中学校	第七中学校
7	5	中央本町1丁目14番～17番、中央本町4丁目1番、10番	第四中学校	栗島中学校
8	6	東綾瀬2丁目1番～4番、14番～16番	蒲原中学校	東綾瀬中学校
9	8	一ツ家3丁目	栗島中学校	東島根中学校
10	8	一ツ家4丁目	青井中学校	東島根中学校
11	9	南花畑5丁目14番、15番	花畑中学校	淵江中学校
12	9	保木間5丁目1番～2番、9番～16番、19番	淵江中学校	花畑中学校
13	9	保木間5丁目3番～8番、20番～39番	竹の塚中学校	花畑中学校
14	9	花畑5丁目11番	花畑北中学校	花畑中学校
15	12	鹿浜5丁目22番～23番、24番(都営住宅11号棟～)、29番～31番	加賀中学校	鹿浜中学校
16	13	舍人2丁目1番地、舍人3丁目1番地～3番地	入谷中学校	伊興中学校